に、

第四十一条の三の五第四項	所得税法第百四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）第四項において同じ。）
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第百四条第一項の規定	第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
同法第百七条第一項の規定	所得税法第百七条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
第四十一条の三の六第一項	
所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
第四十一条の三の六第二項	
第四十一条の三の四第二号	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号
第百十三条	第百十三条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
同条第一項	所得税法第百十三条第一項
第四十一条の三の六第三項	
所得税につき第四十一条の三の四第二号	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号
第百十四条第一項の	第百十四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の
第四十一条の三の六第四項	
所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
第百十一条第二項	第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）
同項第一号	所得税法第百十一条第二項第一号
第百十四条第二項の規定	第百十四条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）の規定
第四十一条の三の四第一号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第一号

を

第百四条第一項の規定	第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
同法	所得税法
所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
第四十一条の三の六第五項	
同項に	所得税法第百十四条第三項に
第百十四条第三項	第百十四条第三項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
第四十一条の三の六第六項	
第四十一条の三の四第二号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号
第四十一条の三の七第一項	
規定に	規定並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定に
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四十一条の三の七第二項	
第四編第二章第一節の規定	第四編第二章第一節の規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
同節の規定	同節の規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定
第四十一条の三の七第四項	
規定により	規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定により
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四十一条の三の九第一項	
規定に	規定及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定に
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額